

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託に 係る入札説明書

令和7年12月

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号、以下「特例政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）、入札参加者に必要な資格等に関する公示（平成18年7月24日付け滋出第502号に基づく年度ごとの告示）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に關し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者によることとする。

- （1）令第167条の4【注1】の規定に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務

中分類：廃棄物処理

小分類：産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）において資格審査の申請を行うこと。

ただし、申請は隨時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

- （5）次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- （6）公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで（令和2年12月9日～令和8年1月21日）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく行政処分（許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。）を受けていないこと。

- （7）廃棄物処理法第14条第13項【注6】に規定する事由が生じていないこと。

- （8）契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘ【注6】までに掲げる欠格事項に該当しないこと。

- （9）廃棄物処理法第14条第1項および第6項【注6】の規定に基づき産業廃棄物（品目：

ばいじんおよび燃え殻）の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有していること。

（10）業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が上記（1）から（8）までに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じて（9）に掲げる資格を有していること。

ただし、1つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間毎に1者とする。

また、入札参加者はこの入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式3）、別記6に定める業務を適正かつ安定的に実施できる体制を確認するための書類および誓約書（別紙様式5）を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

（1）提出期間および方法

ア 期間 令和7年12月9日（火）から令和7年12月25日（木）まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

イ 方法 別記4に示す場所に持参または郵送（書留郵便に限る。）による。

なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。

（2）入札参加資格確認通知

入札参加資格の有無を確認した者へ、令和8年1月8日（木）までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

（3）その他

必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、県に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を令和8年1月14日（水）までに持参または郵送で別記4に示す場所へ提出し、説明を求めることができる。（FAXおよび電子メールによるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、令和8年1月21日（水）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札および開札

（1）入札参加者またはその代理人は、仕様書および別添契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知

または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を持参または郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

持参により提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「『令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託』入札書在中」と明記しなければならない。

郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を明記し、外封筒の封皮には「『令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託』入札書在中」と朱書しなければならない。

また、電報またはFAX、電子メールによる入札は認めない。

(3) なお、業務提携により入札に参加する場合は、当該業務提携を代表する者またはその代理人が、入札書を提出するものとする。

(4) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(5) 入札書の提出場所および受領期限は、別記2(1)のとおり。

(6) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出しなければならない。入札書に記載する入札日は、入札参加資格を有する資格確認結果通知のあった日（再度の入札以降は前回入札の開札日）から入札書受領期限までの日付を記入しなければならない。

なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 落札者決定比較金額

ウ 落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）

エ 入札の目的（契約名）

オ 入札保証金額

カ 内訳書（必要とする場合）

キ 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ただし、代理人に入札を委任している場合にあっては、入札書への入札参加者本人の氏名および押印を要しない。

ク 代理人が入札する場合は、委任状を添えたうえで当該代理人の住所、氏名および押印（委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名、印）

(7) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(8) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(9) 入札参加者またはその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において要求される事項を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(10) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めことがある。

(11) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書別添により入札金額を見積るものとす

る。

- (12) 入札参加者またはその代理人は、料金の支払方法その他契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る入札参加資格確認が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 開札の日時・場所は、別記2（2）のとおり。
- (15) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うことができるものとする。入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）および(15)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (17) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (18) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書および身分証明書を提示しまたはその写しを提出しなければならない。
- (19) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (20) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
 - ア 私語、放言等をした者
 - イ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
 - ウ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - エ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (21) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (22) 入札執行回数は原則として2回までとする。開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札を行う。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (23) (22)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (24) 入札参加資格が有ると認められた者が、都合により入札を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式6）を速やかに提出することとする。

6 入札保証金

滋賀県財務規則第202条第3号の規定に基づき免除とする。

7 無効の入札書

入札書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印およびその他入札要件の記載が確認できない入札（入札書記載金額と内訳書記載金額が一致していない場合を含む。）
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 需要数量（2,300トン）を超える落札希望数量を記載した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

- (1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者の決定は、入札書に記載された落札者決定比較金額の比較により行うこととする。なお、契約書に記載する金額は、落札者の行った入札にかかる入札単価に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。
- (3) 落札者決定比較金額が同価の入札をした者が2人以上ある場合は、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (4) 落札者決定比較金額が同価であり、かつ、落札希望数量が同一である入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより先順位の落札者を決定する。
- (5) (4)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (6) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。
- (7) 落札数量が需要数量に達しないときは、需要数量に達するまで、入札者（落札者を除く。）のうち入札額の低い者から順に見積り合せを行った上で、最低落札単価の制限内で随意契約を行うことがある。
- (8) 入札参加者が5人に満たないときは、当該入札を取り消すことがある。
- (9) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の住所および氏名（法人の場合は、事務所の所在地、名称および代表者の氏名）、落札金額、落札数量ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (10) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (11) 落札者が、契約を取りかわすまでに、廃棄物処理法に基づく行政処分（許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。）を受けた場合は、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約保証金

滋賀県財務規則第 230 条第 3 号の規定に基づき免除とする。

10 契約書の作成

(1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、特段の事情がない限り、契約の相手方として決定した日以後速やかに契約書の取りかわしをするものとする。

ただし、当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに滋賀県の契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において、滋賀県の契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(5) 本業務にかかる契約は、滋賀県の契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

12 その他必要な事項

(1) 事前準備を含めて別記 1 に掲げる本件調達業務の履行が可能であること。

(2) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達に関しての照会先は、別記 4 のとおり。

(4) 入札説明会は実施しない。

(5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 調達役務名および数量	入札仕様書のとおり。なお、需要数量は 2,300 トン
(2) 調達役務の特質等	入札仕様書のとおり
(3) 履行期間	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日</u>
(4) 入札事項	1 トンあたりの単価、落札希望数量

2 入札および開札の日時等

(1) 入札書の受領期限

(受領期限) 令和8年1月20日（火）16時までに下記に到着したものに限り受け付ける。

(提出先) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県琵琶湖環境部下水道課

(2) 開札の日時および場所

(日 時) 令和8年1月21日（水）10時

(場 所) 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館1階1-B会議室

3 契約条項を示す場所および日時

(所 属) 滋賀県琵琶湖環境部下水道課

(郵便番号) 520-8577

(所 在 地) 大津市京町四丁目1番1号

(日 時) 令和7年12月9日（火）～令和8年1月20日（火）

(休日を除く。) の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

4 当該調達に関する問合せ先（契約に関する事務を担当する所属の名称および所在地）

(機 関 名) 滋賀県琵琶湖環境部下水道課

(郵便番号) 520-8577

(所 在 地) 大津市京町四丁目1番1号

(電話番号) 077-528-4213（直通）

(FAX 番号) 077-528-4908

(担当者氏名) 山本・中島

(照会方法) 質問については、令和7年12月25日（木）までに郵送、持参、電子メールまたはFAXで文書により行うこと。なお、質問を郵送、電子メールまたはFAXで提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。電子メールの場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス（gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp）宛てに、メール表題を「令和8年度湖南中部ばいじん委託に関する質問」として送付すること。電子メールにより添付するファイル形式は、「Microsoft Word の場合は、拡張子が.docx で保存されるもの」とすること。
質問を受け付けた日を起算日として、5日（休日を除く。）を目途に滋賀県ホームページ「流域下水道事務所」
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ryuikigesui/>) に掲示する。

5 入札説明会の日時等

行わない。

6 業務を適正かつ安定的に実施できる体制を確認するための書類

(1) 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書（別紙様式4）

別紙様式4に次の（2）から（7）までの書類を添付し提出すること。

(2) 廃棄物処理法第14条第1項および第6項【注6】の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証のうち次に掲げるもの

ア 処分を行う都道府県における産業廃棄物処分業許可証の写し

イ 滋賀県における産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

ウ 荷下ろしを行う都道府県における産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(3) 電子マニフェスト加入証の写し

廃棄物処理法施行規則第8条の31の規定に基づく書面の写し

*これから加入する場合は、開札日時までに提出することも可能とする。

(4) 肥料の原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し

(5) 業務提携による入札参加者を確認するための書類

業務提携により競争に参加する場合は、別添「滋賀県琵琶湖流域下水道産業廃棄物収集運搬業務および処分業務委託に係る業務提携の運用要綱」によるものとする。その場合、第5条の規定に基づき業務提携書（要綱別紙様式1）および競争参加申請書（要綱別紙様式2）を提出すること。

(6) 産業廃棄物税に係る資料

搬入先において、産業廃棄物税が課税される場合は、課税額等その概要のわかる資料を提出すること。

(7) 処分を行う都道府県において、都道府県への搬入届が必要な場合は、関係機関と搬入条件等について事前協議を行い、協議結果資料を提出すること。

(8) 上記書類にかかる提出期限は、令和7年12月25日（木）16時とする。

入札説明書別添

産業廃棄物税の取扱いについて

産業廃棄物の処分にあたっては、最終処分または中間処理を行う産業廃棄物の量に応じて課税される法定外目的税（各自治体の定める名称にかかわらず、以下「産業廃棄物税」という。）を導入する自治体があることから、本調達の入札における産業廃棄物税の取扱いについて次のとおり定める。

1 課税方式による区分

産業廃棄物税は、課税対象、課税の算出基礎となる量および納税義務者により4つの方
式に区分するものとする。

なお、搬出する処分場の所在する自治体の課税の有無および課税方式については、あら
かじめそれぞれの自治体に確認し、誤りのないようにすること。

(1) 事業者申告納付方式

[課税対象] 中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入

[課税の算出基礎となる量]

ア 中間処理施設への搬入…搬入される産業廃棄物の重量に条例等で定める係数
を乗じて得た重量

イ 最終処分場への搬入…搬入される産業廃棄物の重量

[納税義務者] 中間処理施設または最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者
(中間処理業者を含む。以下同じ。)

[導入自治体] 滋賀県、三重県

(2) 最終処分業者特別徴収方式

[課税対象] 最終処分場への産業廃棄物の搬入

[課税の算出基礎となる量] 最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

[納税義務者] 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者

[導入自治体] 京都府、愛知県 など

(3) 最終処分業者課税方式

[課税対象] 埋立処分場における産業廃棄物の埋立処分

[課税の算出基礎となる量] 埋立処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量

[納税義務者] 最終処分業者および自家処分事業者

[導入自治体] 北九州市

(4) 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式

[課税対象] 焼却施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入

[課税の算出基礎となる量] 焼却施設または最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

[納税義務者] 焼却施設または最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者

[導入自治体] 福岡県、佐賀県 など

2 入札価格における産業廃棄物税の取扱いおよび記載方法

1 (1) に該当する産業廃棄物税であって、滋賀県が納税義務者となるものを産業廃棄物
税①とする。

本業務の履行に伴い生じる産業廃棄物税のうち、産業廃棄物税①を除く産業廃棄物税を

産業廃棄物税②とする。

収集運搬料の入札単価は、契約希望単価の110分の100に相当する金額を記載すること。
処分料の入札単価は、契約希望単価の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、本業務の履行に伴い産業廃棄物税②が生じる場合には、契約希望単価は、処分業者が産業廃棄物税②の納付に必要とする額を反映したものとすること。

本業務の履行に伴い産業廃棄物税①が生じる場合には、入札書の「落札者決定比較金額記入欄」の「比較金額単価（円/t）」欄の「産業廃棄物税①」欄に、その想定金額を1t当たりの金額として記載すること。（産業廃棄物税①に係る額は契約希望単価に含めないこと。）

なお、中間処理施設への搬入にあたっては、産業廃棄物税①の金額の算出基礎となる搬入量は、搬入される産業廃棄物の重量に条例で定める係数を乗じて得た量となるので注意すること。

また、本業務の履行に伴い産業廃棄物税①が生じない場合は、「落札者決定比較金額記入欄」の「比較金額単価（円/t）」欄の「産業廃棄物税①」欄には「-」を記載すること。

3 落札者決定比較金額記入欄の記載方法

収集運搬料および処分料の「比較金額単価（円/t）」欄（「産業廃棄物①」欄を除く。）には、契約希望単価を記載すること。

「落札者決定比較金額（円）」欄には、「比較金額単価（円/t）」欄の合計額を記載すること。

4 契約時における産業廃棄物税の取扱い

本業務の契約時における産業廃棄物税の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 滋賀県が課税自治体へ納める産業廃棄物税については、本業務の契約単価には含まない。
- (2) 入札に参加する者が課税自治体へ納める産業廃棄物税については、当該金額を反映させた入札単価を契約単価とする。

5 その他

金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

「落札者決定比較金額（円）」欄記載例

【滋賀県が産業廃棄物税①を納めない場合】

	入札金額（税抜）	落札者決定比較金額記入欄（税込）	
業務等区分	入札単価 (円/t)	比較金額単価 (円/t)	落札者決定 比較金額（円/t）
収集運搬料	※1 A	※2 A × 1.1	A × 1.1 + B × 1.1
処分料 (産業廃棄物税②を含む)	B	※2 B × 1.1	
産業廃棄物税①		※3 —	
入札金額合計	A + B		

【滋賀県が産業廃棄物税①を納める場合】

	入札金額（税抜）	落札者決定比較金額記入欄（税込）	
業務等区分	入札単価 (円/t)	比較金額単価 (円/t)	落札者決定 比較金額（円/t）
収集運搬料	※1 A	※2 A × 1.1	A × 1.1 + B × 1.1 + C
処分料 (産業廃棄物税②を含む)	B	※2 B × 1.1	
産業廃棄物税①		※3 C	
入札金額合計	A + B		

※産業廃棄物税①…排出事業者である滋賀県が産業廃棄物税の納税義務者であって、1(1)に該当する産業廃棄物税

産業廃棄物税②…産業廃棄物税のうち、産業廃棄物税①を除く産業廃棄物税

※1 収集運搬料について、複数の運搬区間に区切って業務を実施する場合は、区間毎の内訳を別紙内訳書1に記載し、その合計が入札金額の単価欄と必ず一致すること。

※2 契約希望単価を記載すること。

※3 産業廃棄物税①は、落札希望数量で落札した時に想定される1t当たりの金額を記載し、その内訳を別紙内訳書2に記載すること。なお、産業廃棄物税①が生じない場合は、「—」を記載すること。

※産業廃棄物税①には、落札希望数量で落札した時に想定される1t当たりの金額を記載すること。例えば産業廃棄物税①が1,000円/tの場合、産業廃棄物税①の金額の算出基礎となる搬入量は、中間処理施設に搬入される産業廃棄物の重量に条例で定める係数を乗じて得た量となるので、その量に1,000円/tを乗じた金額（中間処理施設が複数ある場合はその合計金額）を落札希望数量で除した金額を記載すること。

[注 1]

－地方自治法施行令－

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項【注 2】の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

[注 2]

－地方自治法－

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

[注 3]

－地方自治法施行令－

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 5 普通地方公共団体の長は、前条【注 1】に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

[注4]

－地方自治法施行令－

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第2項 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項【注3】に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

[注5]

－地方自治法施行令－

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適性かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項【注4】の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

[注6]

－廃棄物処理法－

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

[注 7]

－暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律－

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

別紙様式 1

入札書

	入札金額（税抜）	落札者決定比較金額記入欄（税込）	
業務等区分	入札単価（円/ t）	比較金額単価（円/ t）	落札者決定比較金額（円/ t）
収集運搬料	※ 1	※ 2	
処分料 (産業廃棄物税②を含む)		※ 2	
産業廃棄物税①		※ 3	
入札金額合計			
入札の目的	令和 8 年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター ばいじん収集運搬業務および処分業務委託		
入札保証金	免 除		

落札希望数量※ 4

t

仕様書、契約書案、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則ならびに指示事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

[入札者]
〈会社名〉

〈入札者住所〉
〈入札者氏名〉

印

[あて先]
契約担当者 滋賀県知事 三日月 大造

※ 1 収集運搬料について、複数の運搬区間に区切って業務を実施する場合は、区間毎の内訳を別紙内訳書 1 に記載し、その合計が入札金額の単価欄と必ず一致すること。

※ 2 契約希望単価を記載すること。

※ 3 産業廃棄物税①は、落札希望数量で落札した時に想定される 1 t 当たりの金額を記載し、その内訳を別紙内訳書 2 に記載すること。なお、産業廃棄物税①が生じない場合は、「-」を記載すること。

※ 4 落札希望数量は 2,300 t を超えないこと。

※ 入札書に記載する日付は、入札参加資格を有すると資格確認結果通知のあった日（再度の入札以降は前回入札の開札日）から入札書受領期限までの日付を記入すること。

※ 着色箇所をすべて記載すること。

※ 代理人が入札する場合は、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(別紙) 内訳書 1

[入札の目的] 令和 8 年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
ばいじん収集運搬業務および処分業務委託

[入札者] 〈会社名〉

〈入札者氏名〉

印

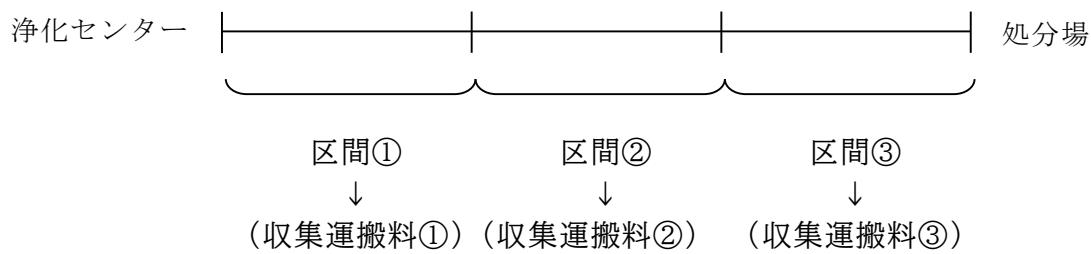
注) 記名押印が入札書と一致していない場合は無効となります。

業務区分	内訳金額	
湖南中部 浄化センター	収集運搬料①※	円 / t 収集運搬区間 ~
	収集運搬料②※	円 / t 収集運搬区間 ~
	収集運搬料③※	円 / t 収集運搬区間 ~
	合 計	円 / t

※ (注意事項)

1 浄化センターと処分場との間を下の図のように複数の運搬区間に区切って収集運搬業務を実施する場合には、区間数の設定に応じて区間毎に収集運搬料①～③および運搬区間を記入し、入札書と共に提出すること。

上記以外の場合については、本内訳書の提出を要しない。



2 内訳金額の合計欄の計算が合っていること、および合計額が入札金額欄の収集運搬料入札単価欄の金額と一致していることを十分確認すること。

(別紙) 内訳書 2

[入札の目的] 令和 8 年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
ばいじん収集運搬業務および処分業務委託

[入札者] 〈会社名〉

〈入札者氏名〉

印

注) 記名押印が入札書と一致していない場合は無効となります。

落札希望数量※ 1

t

産業廃棄物税①

円 / t

施設の区分	処理係数	予定処分量 (t)	産業廃棄物税① (円)
合 計		※ 1	

みなしの産業廃棄物税①※ 2

円 / t

※ (注意事項)

- ・本業務の履行に伴い産業廃棄物税①が生じない場合は、本内訳書の提出を要しない。
- ・内訳書の合計欄の計算が合っていること、およびみなしの産業廃棄物税①が比較金額単価欄の産業廃棄物税①欄の金額と一致していることを十分確認すること。

※ 1 予定処分量の合計数量は落札希望数量と必ず一致すること。

※ 2 産業廃棄物税①の合計金額を落札希望数量で除した金額とし、金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

別紙様式2

委 任 状

年 月 日

(あて先)

契約担当者

滋賀県知事 三日月 大造

住 所
(事務所の所在地)

商 号
(法人名)

氏 名
(法人にあっては代表者職氏名)

印

このたびの下記調達については、下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 件 名

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
ばいじん収集運搬業務および処分業務委託

2 代理 人

住 所

氏 名

印

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事 三日月 大造

住 所
(事務所の所在地)

商 号
(法人名)

氏 名
(法人にあっては代表者職氏名)

印

下記の入札について、私は、令和7年滋賀県告示第20号に規定する資格を有していますので確認願います。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札対象の業務名

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
ばいじん収集運搬業務および処分業務委託

2 競争入札参加資格者名簿の業者番号

_____ (申請中の場合は「申請中」と記載)

3 添付書類

入札参加資格確認申請書以外の入札説明書 3に該当する書類

別紙様式4

業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

(あて先)

契約担当者

滋賀県知事 三日月 大造

住 所

(事務所所在地)

商 号

(法人名)

氏 名

印

(法人にあっては代表者職氏名)

私は、令和8年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託について、下記のとおり適正かつ安定的に業務を実施できる体制を有しておりますので確認をお願いします。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務実施・連絡体制一覧

業務を履行する代表、収集運搬および処分のそれぞれの担当部署等の連絡先（名称、所在地、電話番号、担当者名）を記載すること。
また、夜間および休日等における連絡先も記入すること。

2 実績

過去3年間（令和4年度～令和6年度）における下水汚泥ばいじんの収集運搬または受入の実績について、委託者名（地方公共団体名）、処理場名、収集運搬または受入ばいじん重量（トン）を全て記入すること。
また、電子マニフェストが使用できることを証する書面（加入証）の写しを添付すること。

3 収集運搬体制（※収集運搬業務を行わない者は記載不要）

(1) 収集運搬に使用する車両の写真、自動車検査証の写しおよび荷台の幅・高さ・奥行がわかる図面
※写真は車両ナンバーが確認できるものを添付すること。

(2) 積込場所から荷下ろし場所までの運搬ルート（ルート図添付）、概算距離、所要時間
※業務提携により区間を区切って収集運搬業務を行う場合は、処分場までの全体概要についても明示すること。

(3) 積替保管の有無(いずれかに○印をつけること)

- ・積替えを行わない
- ・積替保管を行う

4 処分体制（※処分業務を行わない者は記載不要）

(1) 処分場の名称等

事業場の名称			
住所			
処分の方法			
施設の処理能力			

(2) 処理工程

(3) 令和8年度に見込まれる施設の余裕能力

5 作成資料に関する問い合わせ先

〔 部署名、担当者名（複数）、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等を記載すること。 〕

別紙様式5

誓 約 書

滋賀県知事 三日月 大造

私は、滋賀県発注の「令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務委託」に関し、以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

1 次のすべての要件を満たしています。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(3) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(4) 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(5) 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。

(6) 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

2 本誓約書および役職員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意すること。

3 上記1に該当した場合あっては、滋賀県入札参加資格者名簿から抹消されることに同意すること。

令和 年 月 日

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

ふり
氏 がな
名

印

入札辞退届

令和　年　月　日

滋賀県知事 三日月 大造

住 所

名称または商号

氏 名
(法人にあっては代表者職氏名)

印

委託業務名：令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
ばいじん収集運搬業務および処分業務委託

上記について入札参加資格を認められましたが、都合により入札参加を辞退します。

(別添)

滋賀県琵琶湖流域下水道産業廃棄物収集運搬業務および処分業務委託
に係る業務提携の運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖流域下水道に係る産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の委託について、複数の者が業務を提携して競争に参加しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物の種類)

第2条 琵琶湖流域下水道に係る産業廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥
- (2) 炭化汚泥
- (3) しさ
- (4) 脱水ろ布
- (5) ばいじん

(構成員の資格)

第3条 業務提携の構成員となることができる者は、次の資格を全て有する者とする。

- (1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)および入札参加者に必要な資格等(特定調達契約における資格審査の手続きの変更について(平成18年7月24日付け滋出第502号)に基づく年度ごとの告示)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、競争毎に指定する資格を有する者であること。
- (2) 受託しようとする産業廃棄物の種類および担当する業務に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項および第6項の規定に基づく収集運搬業務または処分業務の許可のうち次の品目に係るもの取得している者であること。

産業廃棄物の種類	品目
汚泥	汚泥
炭化汚泥	汚泥
しさ	汚泥および廃プラスチック類
脱水ろ布	汚泥および廃プラスチック類
ばいじん	ばいじんおよび燃え殻

2 一の業務提携の構成員となっている者は、同じ種類の産業廃棄物の処理を受託することを目的とする他の業務提携の構成員になることはできない。

(構成員の数)

第4条 業務提携の構成員の数は、原則として収集運搬業務を担当する者1者および処分業務を担当する者1者をもって構成するものとする。ただし、収集運搬業務を担当する者の数については、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場までの間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、区間毎に1者とする。

(業務提携の締結および提出書類)

第5条 この要綱に基づく業務提携については、参加しようとする競争毎に締結するものとし、業務提携を締結した場合は、当該業務提携を代表する者が業務提携書(要綱別紙様式1)および競争参加申請書(要綱別紙様式2)を別に定める日までに滋賀県知事に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

業務提携書

処分業者	(商号または名称)
収集運搬業者	(商号または名称)
	(商号または名称)
	(商号または名称)

上記の処分業者および収集運搬業者（以下「業務提携者」という。）は、滋賀県が発注する _____ 年度 _____ 委託の競争に参加するにあたり、次のとおり業務を提携する。

第1条 業務提携者は、上記の委託を受託した場合は、琵琶湖流域下水道の維持管理に支障が生じないよう連絡調整、連携等を図りながら、法令等にもとづき適正に業務を実施するものとする。

第2条 業務提携の期間は業務提携締結の日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

第3条 業務提携に必要なその他の条件については、業務提携者の間で別途定めるものとする。

この業務提携の成立を証するため、本書 _____ 通を作成し、業務提携者は各自1通を保有するとともに、1通を競争参加申請書に添付して滋賀県へ提出するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（代表者）

住 所

名 称

代表者名

印

（構成員）

住 所

名 称

代表者名

印

（構成員）

住 所

名 称

代表者名

印

（構成員）

住 所

名 称

代表者名

印

競争参加申請書

令和___年___月___日

(あて先)
滋賀県知事

(代表者)

住所
名称
代表者名

印

(構成員)

住所
名称
代表者名

印

(構成員)

住所
名称
代表者名

印

(構成員)

住所
名称
代表者名

印

下記の委託に係る競争について、業務を提携して参加したいので申請します。

記

1 委託業務名 年度

2 委託期間 年___月___日から 年___月___日まで

3 添付書類 業務提携書1通